

## 第二菖蒲の郷ショートステイ

### 重要事項説明書

当事業所は利用者ご本人に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいこと等を次の通り説明します。

尚、当サービスの利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用は可能です。

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖優会
- (2) 法人所在地 滋賀県草津市山寺町837番地
- (3) 電話番号 077-566-3888
- (4) 代表者氏名 理事長 片島 京子
- (5) 設立年月日 平成3年9月5日

#### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所  
滋賀県指定 第2570600748号

- (2) 事業所の目的

社会福祉法人 聖優会が行う指定短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 第二菖蒲の郷ショートステイ
- (4) 事業所の所在地等 滋賀県草津市追分南5丁目18番8号 電話 077-566-5366
- (5) 事業管理者 施設長 木村 優子

- (6) 当事業所の運営方針

従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- (7) 開設年月日 平成22年5月1日
- (8) 通常の送迎の実施地域 草津市・栗東市
- (9) 営業日及び営業時間等

営業日	年中無休
営業時間	24時間体制
受付時間	9時00分～17時30分 但し、昼食時や入浴介助時等繁忙時間はご希望に添えない場合があります。

- (10) 利用定員 10人（介護予防短期入所生活介護の利用者を含む。）

- (11) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室は全室個室で冷暖房完備、洗面台、ロッカーチェスト等が付いています。各ユニットの居室・共同生活室は、窓、中庭に面しており日照・採光がよく、明るい環境の中で生活していただけます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室A (特別仕様)	10室	エアコン、介護ベッド、家具、椅子、洗面台、洋式トイレ（ウォシュレット）、テレビ、インターネットケーブル、電話回線（通話料は有料）付

共同生活室(リビング) 食堂及び機能訓練室	1室	
浴室	1室	個人浴槽、特殊浴槽
医務室 調理室	各1室	

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※令和6年4月1日現在

管理者 1名	施設業務の統括、職員の指揮監督を行います。
生活相談員 2名	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援等を行います。
介護職員 5名 (常勤換算 4.8名)	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。
看護職員 1名 (常勤換算 0.4名)	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
管理栄養士 1名	ご利用者の食事の管理、栄養指導等を行います。
機能訓練指導員 1名	ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

※管理者、生活相談員、管理栄養士、機能訓練指導員については、併設施設（特別養護老人ホーム）の職員と兼務となっています。

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、8割、7割）が介護保険から給付されます。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（別紙、利用料金表をご覧ください）

##### ①食事の管理

- 当事業所では、管理栄養士及び栄養士の立てる献立表により、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- 管理栄養職員は、医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同して、ご利用者の摂食機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
- ご本人の自立支援のため、原則として離床して食事をとっていただきます。  
(食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

##### ②入浴

- 入浴又は清拭を週2回行い、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- 排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中でご用意いたします。

##### ④機能訓練

- 機能訓練指導員により、利用者ご本人の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## ⑥移送サービス

- ・ 要介護度に関わりなく、必要に応じて短期入所生活介護を利用する際に、ご自宅から施設、施設からご自宅への送迎をいたします。ただし、配車の関係がありますので、利用可能な日時についてはその都度、ご確認ください。

※ 当事業所では、緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、施設内にある身体拘束廃止委員会において判断し決定するとともに、ご契約者やご利用者に文書により説明し同意を得ます。また、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（別紙、利用料金表をご覧ください）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ② 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

※ご利用者の希望による特別な食事等にかかった費用は、実費を負担して頂きます。

### ③ 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。

### ④ 個室Aの利用

個室内にトイレ（ウォシュレット）、テレビ、インターネットケーブル等が付いた特別仕様の居室（個室A）を利用することができます。

### ⑤ 特別な食事

ご利用者及びご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

### ⑥ 電気器具の使用

ご契約者及びご利用者の希望により、個別に電気器具を使用することができます。

### ⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

### ⑧ おやつ

ご利用者及びご契約者のご希望に基づいて、午後3時に施設が準備するおやつを提供します。（ミキサー食、きざみ食対応の方へも食べやすくして提供します。）

### ⑨ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。材料代等の実費は、ご契約者にご負担いただきます。

### ⑩ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者ご本人の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

内容	利用料金
紙おむつ代	サービス料金に含まれます
ティッシュ等日用品	ご持参下さい
その他	実費

### ⑪ 通常の送迎の実施区域外への移送サービス

通常の送迎実施地域（草津市・栗東市）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外から当事業所との間の送迎費用をご負担いただきます。

※ 保険給付送迎加算自己負担金は別途負担

## ⑫ 理髪

月に1回～2回、理美容師の出張による理髪等サービス（調髪・顔そり・毛染め等）をご利用いただけます。

## ⑬ テレビの貸し出し

ご利用者・ご家族様等のご依頼に基づき、短期入所生活介護サービスを利用中に居室内でテレビを使用できるようにするため事業所の所有するテレビを貸し出し居室内に設置します。

### （3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の2つのどちらかの方法によりお支払い下さい。

- ①ご利用者・ご家族様等の郵貯銀行の通帳口座からの自動引き落とし
- ②サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い

### （4）利用の中止、変更

- ① 利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができません。この場合、利用予定日の前日までに各事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者ご本人の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%、20% 又は30%（自己負担相当額）

- ③ サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を居宅介護支援事業所の介護支援専門員及びご利用者に提示して協議します。

## 5. サービス提供における事故発生時の対応

- （1）サービス提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合、必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

- ①契約者及び身元引受人へ電話等により連絡します。
- ②急を要する場合は、施設職員の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- ③必要に応じて市町村（保険者）へ連絡します。

- （2）当施設における再発防止策

- ①事故報告書に基づき、再発防止のための委員会設置を行い調査検討し、防止策の作成を行います。
- ②担当者会議等に提出し、再発防止に努めます。

## 6. サービス利用にあたっての禁止事項について

当事業所の職員に対して以下の事項に該当する行為がみられた場合は、契約を解除しサービス利用を中止する場合があります。

- ① 当事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中にご利用者以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット・SNS等に掲載すること。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員：佐々木 明日香

○受付時間 週月曜日～金曜日 9：00～17：30

(TEL) 077-566-5366 (FAX) 077-566-5367

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

#### ① ご利用者の保険者の介護保険担当課

※草津市の場合：草津市介護保険課

(所在地) 滋賀県草津市草津3丁目13-30 (TEL) 077-561-2369

※栗東市の場合：栗東市長寿福祉課

(所在地) 滋賀県栗東市安養寺1丁目13-33 (TEL) 077-551-0281

#### ② 滋賀県国民健康保険団体連合会

(所在地) 滋賀県大津市中央4丁目5-9 (TEL) 077-522-0065

#### ③ 滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

(所在地) 滋賀県大津市京町4丁目1-1 (TEL) 077-528-3523

### (3) 第三者による評価の実施状況

⇒実施していない

## 第二菖蒲の郷ショートステイ

### 利 用 料 金 表

#### 1 食費・居住費の費用

##### (1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用	朝食：450円 昼食：650円 夕食：550円
滞在に要する費用	ユニット型個室 2,066円/日

##### (2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日
	第2段階認定者 600円/日
	第3段階認定者① 1,000円/日
	第3段階認定者② 1,300円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 880円/日
	第2段階認定者 ユニット型個室 880円/日
	第3段階認定者 ユニット型個室 1,370円/日

2 居宅介護サービス費

区分	項 目	金 額
基 本	要介護 1	ユニット型個室 743円/日 (1割負担) 1,486円/日 (2割負担) 2,229円/日 (3割負担) 〔連続61日以上利用した場合〕
		707円/日 (1割負担) 1,414円/日 (2割負担) 2,121円/日 (3割負担)
	要介護 2	ユニット型個室 815円/日 (1割負担) 1,629円/日 (2割負担) 2,444円/日 (3割負担) 〔連続61日以上利用した場合〕
		781円/日 (1割負担) 1,562円/日 (2割負担) 2,343円/日 (3割負担)
	要介護 3	ユニット型個室 894円/日 (1割負担) 1,787円/日 (2割負担) 2,681円/日 (3割負担) 〔連続61日以上利用した場合〕
860円/日 (1割負担) 1,720円/日 (2割負担) 2,580円/日 (3割負担)		
要介護 4	ユニット型個室 969円/日 (1割負担) 1,937円/日 (2割負担) 2,906円/日 (3割負担) 〔連続61日以上利用した場合〕	
	935円/日 (1割負担) 1,870円/日 (2割負担) 2,805円/日 (3割負担)	
要介護 5	ユニット型個室 1,042円/日 (1割負担) 2,083円/日 (2割負担) 3,124円/日 (3割負担) 〔連続61日以上利用した場合〕 1,008円/日 (1割負担) 2,015円/日 (2割負担) 3,023円/日 (3割負担)	

加 算	送迎加算	片道につき 195円/回 (1割負担) 389円/回 (2割負担) 583円/回 (3割負担)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	19円/日 (1割負担) 38円/日 (2割負担) 57円/日 (3割負担) (施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に算定)
	夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	19円/日 (1割負担) 38円/日 (2割負担) 57円/日 (3割負担) (施設に、夜勤を行う介護職員・看護職員の数を最低基準〔当施設では4人〕を一人以上上回って配置している場合に算定)
	療養食加算	26円/日 (1割負担) 51円/日 (2割負担) 76円/日 (3割負担) (医師の指示による食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合に算定)
	若年性認知症利用者受入加算	127円/日 (1割負担) 254円/日 (2割負担) 380円/日 (3割負担)
	長期利用者提供減算	-32円/日 (1割負担) -64円/日 (2割負担) -95円/日 (3割負担) (連続して30日を超えて60日までサービス利用した場合に算定〔31日目は全額自己負担〕)
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	当該月のサービス費の総単位数にサービス別加算率(14.0%)を乗じた単位数…(a) (a)に地域区分・5級地単価(10.55円)を乗じた金額の1割、2割または3割分の額)

※ 上記の料金表には、各サービス項目の単位数に地域区分・5級地単価(10.55円)を乗じた金額(端数切捨て)の1割、2割、3割(自己負担相当額)分の額を表示しています。



3 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	要した費用の実費
電気器具の使用料	1日あたり80円
複写物の交付費	1枚につき10円
おやつ代	1日あたり150円
レクリエーション、クラブ活動費	要した材料代等の実費
日常生活上必要となる諸費用	要した費用の実費
通常の送迎地域を越えて行う送迎サービス	1キロメートルにつき 30円/km
理美容代	要した費用の実費
テレビ貸し出し料金	1日あたり100円